

維持管理に関する計画

排ガスの性状		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
ばいじん [g/Nm ³]				
硫黄酸化物 [Nm ³ /h]				
窒素酸化物 [cm ³ /Nm ³]				
塩化水素 [mg/Nm ³]				
ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]				
放流水の水質		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)		5.8~8.6	5.8~8.6	1回/月
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]		30 以下	30 以下	1回/月
化学学的酸素要求量 (COD) [mg/L]		—	—	—
浮遊物質 (SS) [mg/L]		10 以下	10 以下	1回/月
窒素含有量 (T-N) [mg/L]		60 以下	120 以下 (日間平均 60 以下)	1回/月
その他*		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
騒音 (db (A))		—	—	—
振動 (db)		—	—	—
その他 維持管理に 関する事項	施設整備・点検の頻度等	index10-2 P10-2-1~P10-2-10		
	維持管理基準等への 対応状況	Index10 別記様式 5 0 - 1 - 2 のとおり		
	その他	Index10-2 維持管理計画書のとおり		

※ 騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式50-1-2 維持管理基準等への対応状況(管理型最終処分場)

1 維持管理基準*関係

基準	措置内容	関連書類等
飛散、流出 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第1号)	えん堤による飛散・流出防止のほか、廃棄物受け入れ後に転圧・締固め・覆土を行う。飛散しやすいフィルム状のプラスチック等は破砕し、小片化したものを埋立する。	index10-2 P10-2-1
悪臭 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第2号)	腐敗性の高い廃棄物を受け入れる場合は穴を掘って集中的に埋立し、即日覆土する。悪臭の発生を確認した場合は、消臭剤等を散布する。	Index10-2 P10-2-1～ P10-2-2
火災 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第3号)	日常点検により処分場内の状況、異常の有無を確認し、消火器を常備する。可燃性廃棄物に対しては覆土、可燃性ガスの発生に対しては大気拡散処理を行う。	Index10-2 P10-2-2 index18-10 図 18-10(2)
衛生害虫等 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第4号)	ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生しないよう覆土、薬剤散布等を行う。発生した場合は、収まるまで覆土や薬剤散布等を追加する。	Index10-2 P10-2-2
立札 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第6号)	処分場の入口の見やすい箇所に最終処分場であることを示す立札を設置し、立札の記載内容に変更が生じた場合には速やかに書き換えを行う。	Index10-2 P10-2-2 index18-17 図 18-17 index18-18 図 18-18(1)
囲い (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第5号)	処分場は、設置予定者所有の砂利採取地(堆積場、プラント)の一角にあり、道道本別留辺薬線に隣接する砂利採取地の入口を施錠することにより、車両の進入を防ぐことが可能である。 また、処分場の周囲には囲いを設置し、みだりに人が立ち入ることを防止する。	Index10-2 P10-2-2 index18-17 図 18-17 index18-18 図 18-18(2) (3)
擁壁等の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第7号)	H常的な管理の中で状況確認を行うとともに、1回/月の定期点検を実施する。また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。損壊の恐れがある場合は原因を究明し、必要な措置を講ずる。	Index10-2 P10-2-3 index18-8 図 18-8
遮水工の砂等による被覆 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第8号)	廃棄物の埋立前に遮水工表面に50cm以上の厚さで砂を敷き破損を防止する。	Index10-2 P10-2-3 index18-9 図 18-9
遮水工の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第9号)	地上に現れている部分については日常管理の中で目視点検を行うとともに、1回/月の定期点検を実施する。また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。破損の恐れがある場合は原因を究明し、必要な措置を講ずる。	Index10-2 P10-2-3 index18-9 図 18-9
地下水等の水質検査 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第10号 ほか)	処分場を挟んだ地下水の上流側と下流側に各1箇所ずつ観測孔を設置し、地下水等検査項目は年1回、電気伝導率及び塩化物イオンは月1回の採水と水質検査を行う。検査結果は記録・整理し、水質の評価に用いる。	Index10-2 P10-2-4～ P10-2-5 index18-2 図 18-2、 index18-18 図 18-18(4)
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第11号 ほか)	地下水等検査項目の水質の悪化、電気伝導率及び塩化物イオンの濃度上昇が認められた場合には速やかに再検査を行い、原因を調査する。同時に環境保全対策を行い、水質が改善するまで新たな廃棄物の受け入れを中止する。	Index10-2 P10-2-5 index18-2 図 18-2、 index18-18 図 18-18(4)

基準	措置内容	関連書類等
雨水流入防止(被覆型) (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第12号 ほか)	被覆型ではないため該当しない。	—
調整池の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第13号)	日常点検として貯水量の経時変化、水の腐敗状況の確認を行い、月1回、亀裂や漏水の有無について定期点検を行う。異常が認められた場合には調整池への流入を中止し、速やかに修復作業を行う。	Index10-2 P10-2-6 index18-15 図 18-15(01 ~07)
浸出液処理設備の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第14号)	日常点検として破損有無の確認、機能不良の確認・調整、機器の点検、計測設備の作動状況の確認、日報の作成を行う。 放流水は排水基準等に係る項目は年1回、pH・BOD・COD・SS・T-Nは月1回の採水と水質検査を行う。検査結果は記録・整理し、水質の評価に用いる。検査項目の水質の悪化が認められた場合には速やかに放流を中止するとともに再検査を行い原因を調査する。水質が改善するまでは放流を中止する。	Index10-2 P10-2-6~ P10-2-7 index18-15 図 18-15(01 ~07)
導水管防凍措置の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第14号の2)	足寄町の凍結深度は120cmであり、導水管はそれ以下の深度に埋設するため、凍結を想定していない。また、冬期間は浸出水の通水がないため点検を行わないが、それ以外の期間で通水量に異常が認められた場合は原因の調査を行い、導水管の解凍や修復を行う。	Index10-2 P10-2-8 index18-13 図 18-13(1) ~(8)、index18-14 図 18-14
雨水集排水設備の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第15号)	日常点検として土砂等の堆積状況を目視確認するため、夏期は沈砂池の周囲を月1回程度除草する。土砂等が堆積し浅化が進んだ場合は、土砂上げを行う。	Index10-2 P10-2-8 index18-11 図 18-11(1) ~(2)
発生ガスの排除 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第16号)	通気装置を埋立処分の進捗状況に合わせて適宜配置し、大気拡散処理を行う。ガスの発生量を3カ月に1回測定し、測定結果を記録・整理し、発生ガスの評価に用いる。	Index10-2 P10-2-8 index18-10 図 18-10(2)
開口部の閉鎖 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第17号)	埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、覆土が1m程度の厚さとなるようにして閉鎖する。	Index10-2 P10-2-8
覆いの損壊防止 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第18号)	閉鎖した埋立地の覆土の点検を年1回以上行い、損傷の恐れがある場合には補修・復旧を行う。	Index10-2 P10-2-8
残余容量の測定、記録 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第19号)	各年度の年度末に現地測量を行い、最終処分場残余容量算定マニュアルに基づいて残余容量を算定する。埋立処分の進捗状況によっては年度途中で追加で測量を行う。計測資料や全景写真等は記録・整理し、閲覧に供する。	Index10-2 P10-2-8
記録の作成及び保存 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類・数量、維持管理に当たって行った点検・検査・措置の記録、石綿含有産業廃棄物の埋立位置を示す図面を作成し、当該処分場廃止までの間保存する。	Index10-2 P10-2-9

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

2 廃止基準*関係

設備(基準)	対応・確認方法	関連図面等
悪臭発散防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第2号)	埋立地の開口部について 1.0m の最終覆土を行い、悪臭の発散を防止する。また、月 1 回程度は敷地全体の点検を行い、悪臭の状況を確認する。悪臭が確認できた場合は、消臭剤等の散布を行う。	Index10-2 P10-2-15
火災発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第3号)	埋立地の開口部について 1.0m の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。また、月 1 回程度は沈下等により覆土から廃棄物が出ていないかの点検を行い、排ガス調査を年 4 回実施する。	Index10-2 P10-2-15
衛生害虫等発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第4号)	埋立地の開口部について 1.0m の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。また、月 1 回程度は敷地全体の点検を行い、異常な発生を確認した場合は防虫剤等を散布する。	Index10-2 P10-2-15
生活環境保全上の支障 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第 11 号)	発生ガス、放流水水質、地下水水質等の検査を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。	Index10-2 P10-2-15
地下水の水質 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第5号)	地下水検査項目について年 1 回、電気伝導率と塩化物については月 1 回測定を行う。	Index10-2 P10-2-16 index18-2 図 18-2、 index18-18 図 18-18(4)
保有水等の水質 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第6号)	最終覆土を行い、保有水等について、pH、BOD、SS、T-N については 3 ヶ月に 1 回、その他の排水基準に係る項目については、6 ヶ月に 1 回の測定を 2 年以上行い、2 年以上各項目について排水基準以下になるまで処理を行う。	Index10-2 P10-2-17
ガスの発生 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第7号)	埋立終了後にガス抜き管において、超音波流量計等を用い、年 4 回発生ガス量を測定する。流量が認められる場合には、二酸化炭素とメタンの濃度を測定し、発生量を求める。	Index10-2 P10-2-18 index18-10 図 18-10(2)
埋立地の内部の温度 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第8号)	埋立地内部の温度測定は年 2 回行い、処分場周囲との地中温度差が 20℃未満になるまで測定を行う。測定方法は、通気設備から適当な箇所を選定し、熱電対式温度計で鉛直方向に 1m 間隔で測定する。	Index10-2 P10-2-18
覆い (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第9号)	覆土等の覆いの損傷が認められないか点検を行う。また、処分場中央部の沈下量の測定を年 1 回行う。	Index10-2 P10-2-18
覆い(被覆型) (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第 10 号)	被覆型ではないため該当しない。	—
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	沈下防止工、擁壁・堰堤設備、遮水工、地下水集排水設備等が構造基準に適合していることを管理する。特に擁壁は、安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋められていないかを管理する。	Index10-2 P10-2-18

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

維持管理に関する計画

1. 産業廃棄物の受け入れ方法

- 1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものになるよう、受け入れる際に必要に応じ産業廃棄物の性状の分析または計量を行う。
- 2) 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により搬入されたものが取り扱える種類であるかを確認する。許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を認めた場合には、車両すべての産業廃棄物の受け入れを行わない。
- 3) 荷降しをするときには、必ず従業員が立合って確認を行い、許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、マニフェストとともにすべての産業廃棄物を持ち帰らせる。
- 4) 許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう、排出事業者及び収集運搬事業者との連携を図る。
- 5) 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書・マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れない。
- 6) 燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじん又は政令第2条第13号廃棄物については、受入れに先立って、有害物質等の分析試験の成績表の写し及び産業廃棄物の発生工程のフローシートを徴し、取り扱える性状のものであるかを確認する。

2. 施設操業時の維持管理

1) 飛散・流出防止

埋立地の外に産業廃棄物が飛散・流出しないように、埋立地全周に堰堤（盛土・防水シート）を設置するほか、立入禁止柵を兼ねる飛散防止柵（35cm 間隔に有刺鉄線を張る）を設置する。

廃棄物を受け入れ後、転圧、締固め、覆土を行う。特に、飛散しやすい廃プラスチック類は、当社の中間処理・安定型処理場での処理実績と経験に基づき、飛散しにくい大きさ（小片化）に破砕したものを埋立する。

ばいじん及び焼却灰は、調湿、梱包、固化等の措置を行っている廃棄物のみを受け入れることとし、受け入れる前に分析表の提出を受け、有害物質の分析値を確認して基準値を超えるものについては受け入れない。また、粉じんの飛散防止策として洗車場や処理施設からホース等を利用して適時散水を行う。

なお、管理技術者は1回/日の日常点検により、堰堤や飛散防止柵、覆土の状況、廃棄物の受入れ状況の検査を行う。

2) 悪臭・カラス発生防止方法

悪臭及びカラス対策は、既存施設の住民説明会で住民要望が高かった項目であり、重点

項目として維持管理を実施していたが、稼働後にクレームは起きていない。

既存施設と同様に、腐敗性の高い廃棄物を受け入れる場合は、穴を掘って集中的に埋立し、即日覆土を行う。

また、状況に応じて受入量を抑制する等の管理を徹底するほか、日常点検で悪臭やカラスの発生が認められた場合は、再覆土、消臭剤の散布、爆音機の設置、飛来防止ネットの設置等の措置を行う。

3) 火災防止

日常点検により埋立処分場内の状況、異常の有無を確認する。埋立に際しては、可燃性の産業廃棄物に対する適正な覆土、またガス抜き管の適切な管理による機能確保を図り、可燃性発生ガスの排除のため大気拡散処理を行う。

また、火災発生時に対処するために消火器を浸出水処理施設内に常備する。

4) 衛生害虫等防止方法

最終処分場及び周辺に、ねずみ、蚊、ハエ、その他の衛生害虫等が発生しないように覆土、薬剤散布等の措置を行う。

日常点検で、衛生害虫等の発生が認められた場合は、悪臭・カラス対策と同様に覆土や薬剤散布が発生が収まるまで行う。

また、発生の恐れのある廃棄物を受け入れた場合には、予防措置として事前に覆土や薬剤散布を行う。

5) 立札

処分場入口の見やすい場所に最終処分場であることを示す立札を設置し、設置者名、受入れ廃棄物の種類、受入れ時間、連絡先など必要事項を記載する。

立札の破損や、記載内容に変更が生じた場合に速やかに修復、書き換えを行う。

6) 囲い

処分場は設置予定者所有の砂利採取地（堆積場・プラント）の一角にあり、道道本別留辺薬線に隣接する砂利採取地の入り口を施錠することにより、車両の進入を防ぐことが出来る。

また、みだりに人が処分場内（埋立地・浸出水処理設備）に立ち入ることを防止するため、周囲に侵入防止策柵を設置する。

これらの設備に破損がないか日常点検を実施すると共に1回/月の定期点検を行い、囲いが破損した場合は早急に補修・復旧を行う。

7) 擁壁等の点検

擁壁は、日常的な管理の中で状況確認を行うとともに、1回/月の定期点検を実施する。
また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

破損の恐れがある場合には原因を究明し、必要な措置を行う。

8) 遮水工の維持・点検

埋め立てる廃棄物や作業用機材により遮水工が破損しないように配慮した埋立て作業を行う。また、遮水工の表面を不織布で被服するとともに、廃棄物を埋立てる前に表面保護のため砂を50cm以上の厚さで敷き、遮水工の破損を防止する。

地上に現れている部分については、遮水シートや不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況について、目視による日常点検を行うとともに1回/月の定期点検を実施する。

破損の恐れがある場合は原因を究明し必要な措置を講ずる。

また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

遮水シートに破損があった場合には緊急的に土のう等ではがれ部分を押えて早急に原型復旧を行う。

9) 地下水等の水質検査

①埋立処分開始前の地下水の検査

処分場を挟んだ地下水の上流側と下流側に各 1 か所の観測孔を設置し、埋立開始前に電気伝導率、塩化物イオン、地下水検査項目、ダイオキシン類について測定・記録する。

なお、地下水検査項目は以下のとおりである。

表 6-1 埋立処分開始前の地下水検査項目(埋立開始前)

	検査項目	頻度
地下水	電気伝導率	埋立開始前に実施
	塩化物イオン	埋立開始前に実施
	アルキル水銀	埋立開始前に実施
	総水銀	埋立開始前に実施
	カドミウム	埋立開始前に実施
	鉛	埋立開始前に実施
	六価クロム	埋立開始前に実施
	砒素	埋立開始前に実施
	全シアン	埋立開始前に実施
	ポリ塩化ビフェニル	埋立開始前に実施
	トリクロロエチレン	埋立開始前に実施
	テトラクロロエチレン	埋立開始前に実施
	ジクロロメタン	埋立開始前に実施
	四塩化炭素	埋立開始前に実施
	1,2-ジクロロエタン	埋立開始前に実施
	1,1-ジクロロエチレン	埋立開始前に実施
	1,2-ジクロロエチレン	埋立開始前に実施
	1,1,1-トリクロロエタン	埋立開始前に実施
	1,1,2-トリクロロエタン	埋立開始前に実施
	1,3-ジクロロプロペン	埋立開始前に実施
	チウラム	埋立開始前に実施
	シマジン	埋立開始前に実施
	チオベンカルブ	埋立開始前に実施
	ベンゼン	埋立開始前に実施
	セレン	埋立開始前に実施
	1,4-ジオキサン	埋立開始前に実施
	塩化ビニルモノマー	埋立開始前に実施
ダイオキシン類	埋立開始前に実施	

②埋立処分開始後の地下水の検査

埋立開始後は、地下水等検査項目は1回/年、電気伝導率、塩化物イオン濃度は1回/月の測定を行い記録する。

測定の結果、水質の悪化や電気伝導率及び塩化物イオン濃度の異常上昇が認められた場合には、速やかに再検査を行い水質悪化の原因を調査する。

同時に環境保全対策を行い、水質が改善するまで新たな廃棄物の搬入を中止すると共に関係機関と連絡・協議する。

表 6-2 埋立処分開始後の地下水検査項目(埋立期間中)

	検査項目	頻度	基準値
地下水	電気伝導率	1回/月	
	塩化物イオン	1回/月	
	アルキル水銀	1回/年	検出されないこと
	総水銀	1回/年	0.0005mg/L以下
	カドミウム	1回/年	0.01mg/L以下
	鉛	1回/年	0.01mg/L以下
	六価クロム	1回/年	0.05mg/L以下
	砒素	1回/年	0.01mg/L以下
	金シアン	1回/年	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	1回/年	検出されないこと
	トリクロロエチレン	1回/年	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01mg/L以下
	ジクロロメタン	1回/年	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	1回/年	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	1回/年	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1回/年	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	0.006mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	1回/年	0.002mg/L以下
	チウラム	1回/年	0.006mg/L以下
	シマジン	1回/年	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	1回/年	0.02mg/L以下
	ベンゼン	1回/年	0.01mg/L以下
	セレン	1回/年	0.01mg/L以下
	1,4-ジオキサン	1回/年	0.05mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	1回/年	0.002mg/L以下
	ダイオキシン類	1回/年	1pg-TEQ/L以下

10) 調整池の点検

調整池は、日常点検として貯水量の経時変化、水の腐敗状況の確認、攪拌装置稼働状態等の監視を行い、亀裂や漏水の有無について1回/月の定期点検を実施する。

異常が認められた場合には、調整池への流入を中止し速やかに修復作業を行う。

11) 浸出水処理施設

浸出水処理施設は、日常点検として、電気設備、機械設備、タンク等の動作確認、破損の有無や機器の異常チェック（異音、振動、電流、圧力、温度等）、機能不良の確認・調整、計測設備の作動状況や計測値（風量、流量、水位、圧力、pH、温度等）の確認などを行い、不良や故障のある場合は速やかに調整修理を行う。

また、定期的なポンプや機器類の切り替え、各機器の整備仕様に基づく消耗部品や潤滑油の交換など機器類の定期的なメンテナンスを行うと伴に、薬品注入量やタンク残量など使用状況に応じた薬品管理を行う。

浸出水処理施設からの放流水に関しては、維持管理基準及び廃止基準等で最低限実施すべき基準が示されているため、放流水の水質検査の結果、排水基準を超えていれば直ちに放流を中止しその原因追及を行う。

また、流入水のBOD、SS、T-Nに関しては放流水と同様に1ヶ月に1回分析を行い、適正な流入水が流入しているかを管理する。この他に反応槽におけるSV等の日常監視をする。なお、流入水の基準は、設計値であるBOD350mg/L、SS280mg/L、T-N100mg/Lである。

運転対応として、増水時や濁水時の処理水量や水質の調整が重要であるが、調整池での調整機能を十分活用し、処理水量や処理負荷量の調整（処理水や地下水による希釈や余剰汚泥等の投入による濃度確保を含む）を適切に行う。

浸出水処理施設の冬期間対策としては、機器配管等の凍結防止を図ると共に、処理効率を通常時と同等に保つため、処理工程前段の加温槽において浸出水の加温調整（生物処理に必要な15℃程度を確保）を行う。

なお、放流水の水質試験の結果、排水基準及び達成目標値を超過した場合は放流を中止するとともに再検査を行い原因を調査する。また、水質が改善するまで放流を中止する。

放流水の水質検査項目及び頻度は以下のとおり。

表 6-3 放流水の水質検査項目及び頻度(埋立期間中)

	検査項目	頻度	基準値
放流水	pH	1回/月	5.8~8.6
	BOD	1回/月	30mg/L
	COD	1回/月	90mg/L
	SS	1回/月	10mg/L
	窒素含有量 (T-N)	1回/月	120mg/L(日間平均60)
	アルキル水銀化合物	1回/年	検出されないこと
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	1回/年	0.005mg/L
	カドミウム及びその化合物	1回/年	0.1mg/L
	鉛及びその化合物	1回/年	0.1mg/L以下
	有機リン化合物	1回/年	1mg/L以下
	六価クロム化合物	1回/年	0.5mg/L以下
	砒素及びその化合物	1回/年	0.1mg/L以下
	シアン化合物	1回/年	1mg/L以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1回/年	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	1回/年	0.3mg/L以下
	テトラクロロエチレン	1回/年	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	1回/年	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	1回/年	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	1回/年	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1回/年	0.2mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	1回/年	0.02mg/L以下
	チウラム	1回/年	0.06mg/L以下
	シマジン	1回/年	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	1回/年	0.2mg/L以下
	ベンゼン	1回/年	0.1mg/L以下
	セレン及びその化合物	1回/年	0.1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	1回/年	0.05mg/L以下
	ほう素及びその化合物	1回/年	50mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	1回/年	15mg/L以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1回/年	200mg/L以下
	ノルマルヘキサン	1回/年	5mg/L
	抽出物質量	1回/年	30mg/L
	フェノール類含有量	1回/年	5mg/L
	銅含有量	1回/年	3mg/L
	亜鉛含有量	1回/年	2mg/L
	溶解性鉄含有量	1回/年	10mg/L
	溶解性マンガン含有量	1回/年	10mg/L
	クロム含有量	1回/年	2mg/L
	大腸菌群数	1回/年	日間平均3,000個/cm ³
燐含有量	1回/年	16mg/L(日間平均8)	
ダイオキシン類	1回/年	10pg-TEQ/L以下	

なお、浸出水処理施設の適切な管理の実施に向けて、以下の事項を実施する。

- ① 運転マニュアルの整備と、その内容の社員への周知徹底
- ② 他の水処理施設での実務研修のための社員派遣
- ③ 水処理メーカーによる実技講習の実施
- ④ 関連資格取得に向けた講習会等への参加(浄化槽管理士、公害防止管理者等)

12) 導水管防凍措置の点検

足寄町の凍結深度は120cmであり、導水管はそれ以下の深度に埋設するため凍結を想定していない。また、冬期間は浸出水の通水がないため点検は行わないが、それ以外の期間で通水量に異常が認められた場合は原因の調査を行い修復作業を行う。

13) 雨水集排水設備の点検

処分場周囲に敷設した開渠や管渠の設備は、土砂等の堆積がないか日常点検を行う。

また、沈砂池については、夏季、月1回程度の除草を行い土砂の堆積状況を確認する。設備や沈砂池に土砂等の堆積がある場合は速やかに清掃を実施する。

14) 発生ガス排除方法

ガスが発生する原因となる腐敗性の産業廃棄物を受け入れた場合、有機物の分解が活発であれば廃棄物槽内は嫌気状態となりメタンガスなどが発生する。この対策として、通気装置を埋立処分の進捗状況に合わせて適宜延長、配置し大気拡散処理する。

また、ガスの発生状況は、発生量を年4回の測定を継続し、長期間の時系列データを蓄積しながら状況把握を行い、適切なガス排除を行うと共に、発生ガスの評価に用いる。

15) 開口部の閉鎖・覆いの破損防止

埋立処分が終了した時は、開口部から産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生、雨水の浸透を抑制するために、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締めを行い1m程度の最終覆土厚となるようして閉鎖する。

また、閉鎖した埋立地の覆いの点検を年4回行い、破損の恐れがある場合には、補修・復旧を行う。

16) 残余容量の測定、記録

各年度の年度末に現地測量を行い、最終処分場残余容量算定マニュアルに基づいて残余容量を算定する。埋立処分の進捗状況によっては年度途中に追加の測量を行う。計測資料や全景写真等は記録・整理し、閲覧に供する。

17) 記録の作成及び保存

擁壁、調整池、放流水の検査等の点検、検査、補修を行った場合は、その記録を残し、作成した記録は、廃止まで保存する。

埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量、維持管理に当たって行った点検・検査結果・措置の記録は日報として記載する。また、石綿含有産業廃棄物の埋め立て位置を示す図面を作成する。これらは、備え置き期間を5年、保存期間を処分場廃止までとする。閲覧は、当社の操業日(平日月曜日～金曜日)の9時から16時まで本人の申し出により行う。

閲覧は、小川建設工業(株)本社(本別町)として毎月整理する。

なお、施設点検項目は別紙のとおりであり、各月毎の結果を翌月までに整理する。

18) 騒音・振動の抑止方法

住民説明会の住民からの要望では、運搬車両騒音・振動、安全運転に関する意見があった。廃棄物を輸送するトラック及び場内作業に使用する重機等の車両の整備・点検を徹底し、できる限り騒音・振動を抑制する。使用するこれらの車両は、可能な限り低騒音・低振動型のものを採用し、騒音・振動の抑止に努める。

この他に、過積載の禁止や法定速度を厳守するのはもちろんのこと、運搬経路での運転は状況に応じた安全運転をこころがける。特に、芽登住宅街を通行するときは一層の安全運転をこころがける。

また、1年に1回程度は、地域住民との意見交換を行い、騒音・振動に関する住民の認識を確認する。なお、場内運行速度は10km/h以下とする。

19) その他の維持管理方法

門扉、進入防止柵、立札等の付帯施設や侵入路に関しては、日常点検を行い、大雨、地震等の発生した後には緊急点検を実施する。これらの施設について、破損を発見した場合は、直ちに補修する。

埋立地盤や周辺地盤の監視、各種管理記録の作成・保管を行い公表できる体制を整える。この他に、特に地域住民の方々に対しては、不安要素を低減していただけるように、定期的に施設内の視察や説明会の実施、地域ボランティアの参加による施設や維持管理に関する住民の意見・要望を積極的に聴取することによって、より良い維持管理が実施できるようにする。

浸出水処理 点検 測定項目

点検項目

機器名称	点検項目	頻度	記録内容
浸出水取水ポンプ	異音・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時	異状の有無 修理の内容
調整池移送ポンプ	同 上	同 上	
原水槽原水ポンプ	同 上	同 上	
ろ過原水ポンプ	同 上	同 上	
処理水槽ポンプ	同 上	同 上	
汚泥引抜ポンプ	同 上	同 上	
汚泥濃縮槽ポンプ	同 上	同 上	
攪拌機	異音・振動・攪拌状況	同 上	
ブロー	異音・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時	異状の有無
脱水機	異音・振動・脱水状況	同 上	異状の有無
油吸着マット	油吸着状況	毎日1回作業前	油吸着状況
各薬注装置	機器運転状況・薬品注入状況・薬品残量	毎日作業中随時	薬品補充量
滅菌器	同 上	同 上	薬品補充量
凝集剤溶解槽	運転状況・凝集剤溶解状況	同 上	薬品補充量
pHメーター	指針状況・電極の清掃	毎日1回作業前	pH測定値
各配管・バルブ類	液体の漏洩・バルブの作動・支持金物の緩み・保湿剤の剥離	毎日作業中随時	異状の有無 修理の内容
予備ポンプの定期切替	異音・振動・吐き出し状況	同 上	異状の有無 修理の内容
制御盤・その他	ランプの点灯状況・計装器の指示値・配線の緩み・亀裂等	同 上	異状の有無 修理の内容

測定項目(測定値は日誌に記載する)

測定項目	頻度
処理水量の算出	毎日1回
曝気槽のSV ₃₀ の測定 (メスシリンダーによる)	毎日1回
曝気槽のDOの測定 (DO計による)	毎日1回
処理水の透視度の測定 (透視度計による)	毎日1回
薬品残量の確認	毎日1回
微生物相の確認 (顕微鏡による)	毎週1回
流入水・放流水の水質測定 (pH)	毎日1回

浸出水処理施設 点検 チェックリスト
点検項目

機器名称	点検項目	測定頻度	年 月																															記録内容		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
浸出水揚上げポンプ	異音・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時																																		
調整槽ポンプ	同上	同上																																		
攪拌槽ポンプ	同上	同上																																		
沈殿槽ポンプ	同上	同上																																		
ろ油戻水ポンプ	同上	同上																																		
処理水補給ポンプ	同上	同上																																		
浮遊物捕捉ポンプ	同上	同上																																		
攪拌機	異音・振動・搅拌状況	同上																																		
ブロワー	異音・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時																																		
排水機	異音・振動・脱水状況	同上																																		
油吸着マット	油吸着状況	毎日1回作業前																																		
各薬注装置	機罩運転状況・薬品注入状況・薬品重量	毎日作業中随時																																		
濾過器	同上	同上																																		
高分子凝集溶解槽	運転状況・凝集剤溶解状況	同上																																		
pHメーター	指示状況・電極の清潔	毎日1回作業前																																		
各配管・バルブ類	液体の漏洩・バルブの作動・支持金物の緩み・保鮮剤の剥離	毎日作業中随時																																		
予備ポンプの定期切替	作動状況の確認	同上																																		
制御盤・その他	ランプの点灯状況・計装器の指示値・配線の緩み・亀裂等	同上																																		

測定項目 (測定値は日誌に記載する)

測定項目	測定頻度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
処理水量の算出	毎日1回																																			
曝気槽の SV_{30} の測定 (メスシリンダーによる)	毎日1回																																			
曝気槽のDOの測定 (DO計による)	毎日1回																																			
処理水の透明度の測定 (透視度計による)	毎日1回																																			
薬品重量の確認	毎日1回																																			
微生物相の確認 (顕微鏡による)	毎週1回																																			
流入水の水質測定 (pH・SS・BOD)	毎日1回 (pH)																																			
	毎月1回 (SS)																																			
	毎月1回 (BOD)																																			
放流水の水質測定 (pH・SS・BOD)	毎日1回 (pH)																																			
	毎月1回 (SS)																																			
放流水の水質測定 (pH・SS・BOD)	毎日1回 (SS)																																			
	毎月1回 (SS)																																			
	毎月1回 (BOD)																																			

水質検査記録

水処理後の放流水 (排水)

年度	検査項目	基準値	年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日		
			年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
1 回 以 上	水素イオン濃度	5.8~8.6															
	生物化学的酸素要求量	30mg/l以下															
	浮遊物質量	10mg/l以下															
	濁度含有量	100mg/l以下															
	アルキル水銀化合物	検出されないこと															
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L															
	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下															
	鉛及びその化合物	1mg/L以下															
	有機燐化合物	0.5mg/L以下															
	六価クロム化合物	0.1mg/L以下															
	亜素及びその化合物	0.1mg/L以下															
	シアン化合物	1mg/L以下															
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/L以下															
	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下															
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下															
ジクロロメタン	0.2mg/L以下																
四氯化炭素	0.02mg/L以下																
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下																
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下																
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下																
1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下																
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下																
1,1,2-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下																
クロラム	0.04mg/L以下																
シマジン	0.03mg/L以下																
チオベンカルブ	0.2mg/L以下																
ベンゼン	0.1mg/L以下																
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下																
1,4-ジオキサジン	0.05mg/L以下																
ほう素及びその化合物	50mg/L以下																
ふっ素及びその化合物	15mg/L以下																
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (総油類)	200mg/L以下																
ノルマルヘキサン抽出物質量 (総油類)	5mg/L																
ノルマルヘキサン抽出物質量 (動植物油脂)	30mg/L																
フェノール類含有量	5mg/L																
銅含有量	3mg/L																
亜鉛含有量	2mg/L																
塩酸性鉄含有量	10mg/L																
総硬度マンガン含有量	10mg/L																
クロム含有量	2mg/L																
大腸菌群数	日当たり100個以下																
銅含有量	16mg/L (日平均値)																
ダイオキシン類	10ng-TEQ/L以下																

基準値：最終処分基準値に基づき排水基準 (S.46環境省令第35号等)

産業廃棄物処理施設維持管理日報（管理・安定型）

埋め立てた産廃の種類および数量（単位）を毎日記入して1ヶ月分量を集計すること

設置許可番号
埋立開始
埋立完了

日 日 日
月 月 月
年 年 年

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	集計量				
燃え殻																																				
汚泥																																				
廃プラスチック類																																				
紙くず																																				
木くず																																				
繊維くず																																				
動植物性残さ																																				
動物系固形不燃物																																				
ゴムくず																																				
金属くず																																				
ガラス・コンクリート・陶磁器くず																																				
鉱さい																																				
がれき類																																				
動物の死体																																				
ばいじん																																				
産業廃棄物を処分するために処理したもの																																				
混合（管理型品目含む）																																				
混合（安定型品目のみ）																																				
石綿含有産業廃棄物																																				
廃石綿等																																				
廃油（タール・ピッチ類）																																				
中間覆土																																				
合計																																				

施設点検状況

点検内容	遮水工				調整池工				浸出水処理施設				えん堤・排水工・柵			
	シートの破損	底面法面の保護	不織布の劣化破損	接合部のはがれ	貯水量の確認	水の腐敗状況	亀裂の有無	漏水の有無	機能不良の確認	機器の点検	計測設備の動作確認	流放流水の水質	柵の破損	開渠の土砂づまり	法面の崩れ	処分場内の異常の有無
点検年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な処置を講じた年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
処置の内容																

3. 埋立終了から廃止までの維持管理

1) 悪臭の発散防止

埋立地の開口部について1.0mの最終覆土を行い悪臭の発生を防止する。月1回/月程度は敷地全体の点検を行い、悪臭の状況を確認する。悪臭が確認できた場合は、消臭剤等の散布を行う。

2) 火災の発生防止

埋立地の開口部について1.0mの最終覆土を行い、火災の発生を防止する。また、月1回程度は沈下等により覆土から廃棄物が出ていないかの点検を行う。また、排ガス調査を年4回実施する。

3) 衛生害虫等の発生防止

埋立地の開口部について1.0mの最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。また、月1回程度は敷地全体の点検を行い、異常な発生を確認した場合は防虫剤等を散布する。

4) 生活環境保全上の支障

発生ガス、放流水水質、地下水水質等の検査を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。

5) 地下水等の水質

電気伝導率、塩化物イオン濃度は月に1回、地下水等検査項目及びダイオキシン類は1年に1回の採水と水質検査を行う。

表 6-4 地下水検査項目(埋立終了後)

検査項目		頻度
地下水	電気伝導率	1回/月
	塩化物イオン	1回/月
	アルキル水銀	1回/年
	総水銀	1回/年
	カドミウム	1回/年
	鉛	1回/年
	六価クロム	1回/年
	砒素	1回/年
	全シアン	1回/年
	ポリ塩化ビフェニル	1回/年
	トリクロロエチレン	1回/年
	テトラクロロエチレン	1回/年
	ジクロロメタン	1回/年
	四塩化炭素	1回/年
	1,2-ジクロロエタン	1回/年
	1,1-ジクロロエチレン	1回/年
	1,2-ジクロロエチレン	1回/年
	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年
	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年
	1,3-ジクロロプロペン	1回/年
	チウラム	1回/年
	シマジン	1回/年
	チオベンカルブ	1回/年
	ベンゼン	1回/年
	セレン	1回/年
	1,4-ジオキサン	1回/年
	塩化ビニルモノマー	1回/年
	ダイオキシン類	1回/年

6) 保有水の水質

最終覆土を行い、保有水等について、pH、BOD、SS、T-N については3 ヶ月に1 回、その他の排水基準に係る項目については、6 ヶ月に1 回の測定を2 年以上行い、2 年以上各項目について排水基準以下になるまで処理を行う。

表 6-5 放流水の水質検査項目及び頻度(埋立終了後)

検査項目	頻 度	基準値
pH	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
BOD	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
COD	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
SS	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
窒素含有量 (T-N)	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
アルキル水銀化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
カドミウム及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
鉛及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
有機燐化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
六価クロム化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
砒素及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
シアン化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
トリクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
テトラクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ジクロロメタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
四塩化炭素	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,2-ジクロロエタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,1-ジクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,1,1-トリクロロエタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,1,2-トリクロロエタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,3-ジクロロプロペン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
チウラム	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
シマジン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
チオベンカルブ	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ベンゼン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
セレン及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,4-ジオキサン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ほう素及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ふっ素及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ノルマルヘキサン 鉱油類	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
抽出物質量 動植物油脂類	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
フェノール類含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
銅含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
亜鉛含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
溶解性鉄含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
溶解性マンガン含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
クロム含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
大腸菌群数	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
磷含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ダイオキシン類	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定

放流水

7) ガスの発生

排ガスは排ガス量の測定は年 4 回行う。測定方法は、超音波流量計等を用いてガス流量を測定する。また、流量が認められる場合には、二酸化炭素とメタンの濃度を測定する。

8) 埋立地の内部温度

埋立地内部の温度測定は年 2 回行い、処分場周囲との地中温度差が 20℃未満になるまで測定を行う。測定方法は、通気設備から適当な箇所を選定し、熱電対式温度計で鉛直方向に 1m 間隔で測定する。

9) 覆い

覆土等の覆いの損傷が認められないか点検を行う。また、処分場中央部の沈下量の測定を年 1 回行う。

10) 生活環境の保全上の支障

処分場からの浸出放流水やガス等により周辺の作物等の立ち枯れ等が無いが、1 年 1 回程度の周辺地域の調査を実施する。

11) 構造基準への適合

沈下防止工、擁壁・堰堤設備、遮水工、地下水集排水設備等が構造基準に適合していること。特に擁壁は、安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋められていないかを管理する。

災害防止のための計画

産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	防止設備	貯留構造物として土えん堤（高さ 0.5m）を設置 計画区域の周囲に植林
	防止方法	土えん堤及び植栽により風力を低減させるとともに、区域外への飛散・流出を防止する。飛散が懸念される廃棄物に対しては、即時廃棄物が露出しない状態になるまで覆土を行う。埋立作業や日常点検の中で廃棄物の飛散状況を監視し、飛散した場合は速やかに除去する。
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	防止設備	
	防止方法	維持管理計画書に基づき、放流水及び地下水の水質検査を徹底し、その検査結果を確認する。異常を確認した際は直ちに浸出水処理施設への流入及び放流を停止し、速やかに関係機関へ報告するとともに、原因究明及び汚染拡散防止等の適切な対策を講じる。
火災の発生の防止に関する事項	防止設備	堅型ガス抜き管及び法ガス抜き管を設置 消火器を浸出水処理施設建屋内に設置
	防止方法	可燃性の廃棄物に対しては適切な覆土を行い、可燃性ガスはガス抜き管により大気拡散処理を行う。火災が発生した場合には速やかに関係機関へ報告するとともに、火災の状況に応じて消火器や覆土により初期消火・延焼防止に努める。また、消火器の日常点検を行う。
その他災害の防止に関する事項	防止設備	
	防止方法	大雨洪水警報が発令された場合や台風の接近が予想される場合には、連絡体制や緊急点検等について、事前に技術管理者から現場担当者へ周知する。強風、大雨、地震等、災害の後は、日常点検の他に土えん堤や調整池等、各設備の緊急点検を行う。設備に破損や異常が見つかった場合には原因究明と破損状況の評価を行い、適切な対応を講じる。
災害発生時における対応策	大雨時	大雨時には処分場から未処理の雨水が流出しない施設としているが、敷地内外の雨水の流入・流出等の状況を確認し、緊急点検により以下の対応策を講じる。 ・法面の崩れや搬入路の破損が発生した場合は、土のう等で緊急的な措置を行い、速やかに原型復旧する。 ・浸出水処理施設の計器の数値や放流水の濁度を確認し、異常が認められた場合は、放流を停止して原因究明を行う。 ・排水溝の閉塞による湛水が認められた場合は、土砂や異物の除去を行う。 ・遮水シートにはがれが生じていた場合は、緊急的に土のう等ではがれ部分を押さえ、速やかに原型復旧する。 ・立札や柵に破損が生じた場合は、破損部分を杭やロープで緊急的に補修し、後日、原型復旧する。 また、確率年以上の降雨に対しては、埋立地から調整池への流入を停止し、浸出水処理施設の過負荷を防止する。調整池に貯留している保有水等の越流が想定される場合は、一時的に保有水等を埋立地内に貯留し、保有水等の流出を防止する。
	地震時	地震発生時には地滑り等の異常がないか全施設を対象に点検を行う。地震により調整池の水位が急激に低下した時は、調整池の破損等が考えられるため、埋立地から調整池への流入を停止し、原因究明と適切な対応を講じる。

災害発生時における対応策	火災時	消防署を始めとする関係機関に通報するとともに、火災の状況に応じて消火器や覆土により初期消火・延焼防止に努める。延焼が激しい場合には安全な場所へ避難し、関係機関の指示に従う。
	その他	
災害発生時の連絡体制	index11 P11-3 「異状発見時・災害発生時の連絡体制図」のとおり。	